

## 特記仕様書

- 1 業務名 家屋事後調査業務委託（千倉分署庁舎解体工事）
- 2 委託場所 南房総市千倉町北朝夷地内の建物 18 棟及び工作物 4 件
- 3 事業年度 令和 5 年度

### 《総則》

1. 本業務は、千葉県物件調査等標準仕様書に基づいて、調査箇所図（別紙）に示す対象物件について、安房郡市広域市町村圏事務組合「令和 5 年度 千倉分署庁舎解体工事」施工に起因する地盤変動影響調査として、家屋（建物、工作物調査等）の事後調査を行うことを目的とする。
2. 本業務を実施するにあたっては、安房郡市広域市町村圏事務組合の意図及び目的を十分理解した上で主任技術者を定め、かつ適切な人員を配置して、正確、丁寧に行わなければならない。
3. 本業務の受託人（以下「乙」という）は業務を実施するにあたり、当該契約に基づき安房郡市広域市町村圏事務組合担当職員（以下「甲」という）と密接な連絡をとり、その指示及び監督を受けなければならない。
4. 乙は、本業務の実施上必要と認められるもので本仕様書の解釈に疑義を生じた事項、ならびに仕様書に明記してない事項については、甲と前もって協議し、その検討に従わなければならない。
5. 本業務を実施するに際しては、事故の発生を未然に防止するように努力するとともに、労働基準法、その他の関係法規を守り、円滑に行わなければならない。事故損害等の生じた場合の補償に要する費用は、乙の負担とする。
6. 乙は、本業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。また調査に必要な関係機関等との協議については、十分配慮しなければならない。
7. 本業務完了後において、明らかに乙の責に伴う業務のかしが発見された場合、乙は速やかに当該業務の修正を行わなければならない。これに要する経費は乙の負担とする。
8. 成果品の管理及び帰属は全て発注者側とする。乙が成果品を公表することについては、一切これを認めない。
9. 成果品の審査に合格後、本仕様書に指定された提出図書一式を納品し、甲の検査をもって業務の完了とする。
10. 履行期間は、契約日から令和 5 年 10 月 31 日までに完了することとし、これを遵守すること。  
また、納期内であっても、業務のうち完成したものについては、提出を求め

る場合がある。

#### 《調査一般》

1. 家屋調査は、建築物・工作物等の所有者（以下「権利者」と呼ぶ。）の財産に関するものであり、補償の基礎となることを理解し、正確かつ良心的に行うことはもとより、権利者に不信の念を抱かせるような言動は慎まなければならない。
2. 乙は、家屋調査に関して関係官公署、権利者等と交渉を要する時、または交渉を受けた時は、すみやかにその旨を甲に申し出て、その指示を受けること。
3. 乙が家屋調査を行う場合には、原則として権利者の立会いを得なければならない。但し、立会いを得ることができないときは、権利者の了解を得ることをもって足りるものとする。
4. 主任技術者、調査員は、常時、組合発行の身分証明書を携帯するものとし、権利者からの請求があった場合は、これを提示しなければならない。
5. 家屋調査にあたり、安房郡市広域市町村圏事務組合より貸与した関係資料は厳重に整理保管し業務終了までには、必ず返還するものとする。

#### 《提出調書》

1. 成果品（成果品は、委託業務成果品引渡申出書により提出するものとする。）
  - 1) 業務報告書（A4）・・・・・・・・・・ 2部（正副）
  - 2) 同上電子データ（CD）・・・・・・・・・・ 1部
2. 成果品の帰属  
受注者は、業務上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。成果品はすべて発注者に帰属する。発注者の承諾を受けずに他人に公表・貸与・使用させてはならない。

#### 《その他》

本委託は、「令和5年度 千倉分署庁舎解体工事」に伴う調査であり、工事終了後に事後調査を実施する。

本委託は、家屋事前調査業務委託（千倉分署庁舎解体工事）において実施した建物18棟及び工作物4件について、解体後の調査を実施するものとする。

なお、調査物件の詳細については契約後開示するものとする。

本委託契約後、発注者と調査時期について打合せを行うものとする。

以上

# 位置図



# 調査箇所図

千倉自動車教習所

千倉分署

家屋事後調査業務委託(千倉分署庁舎解体工事)  
南房総市千倉町北朝夷 地内

家屋事後調査(地盤変動影響調査)  
:建物18棟及び工作物4件